

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 4 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530044

研究課題名（和文） 障害者の権利条約の実施過程に関する研究

研究課題名（英文） Study of Implementation process of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities

研究代表者

長瀬 修 (Nagase Osamu)

東京大学・大学院経済学研究科・特任准教授

研究者番号：60345139

研究成果の概要（和文）：2011 年 4 月に障害者の権利条約（以下、条約）の国際的モニタリングは実質的に開始された。最初の建設的対話がチュニジアと実施され、同国への総括所見が出されたのである。条約第 34 条の規定に基づいて設置され、18 名の専門家から構成されている障害者の権利委員会は条約締約国が提出する報告を検討する任務を負っている。研究期間にチュニジアに加えて、スペインとの建設的対話も行われ、両国への勧告である総括所見がまとめられた。その方向性は批准に向けて障害者制度改革を進める日本にとっても示唆に富んでいる。

研究成果の概要（英文）：The international monitoring of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) started with full swing in April 2011 with the constructive dialogue with Tunisia and compilation of concluding observations to that country. Committee on the Rights of Persons with Disabilities, established according to the article 34 of the CRPD, composes of 18 experts, is mandated to consider the reports submitted by States Parties. During the period of this research, constructive dialogue with Spain, in addition to Tunisia, was held. Concluding observations of Spain has also been published. These provide precious directions to Japan, which is in the process of harmonization of domestic measures, towards the ratification of the CRPD.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	500,000	150,000	650,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：国際法学

キーワード：障害者、人権条約

1. 研究開始当初の背景

本研究は、障害者の国際的人権保障の枠組みを明らかにする研究の一環として、障害者の権利条約の実施過程に焦点を当てたものである。

障害者の権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities : CRPD) は 2006 年 12 月 13 日に国連総会でコンセンサスにより採択され、2007 年 3 月の署名開放、20 カ国の批准を得ての 2008 年 5 月の発効と

いうプロセスを経ている。2008年11月には締約国会議の開催並びに障害者の権利委員会専門家12名の選挙という同条約の国際的モニタリングの開始にとって重要な動きがある。

本研究は、同条約の起草過程に関する研究（長瀬を研究代表者として、基盤（C）平成16・17年度、平成18・19年度にそれぞれ実施）を発展させ、この条約の実施過程に焦点を当てるものである。研究代表者は、障害NGO（障害者インターナショナル Disabled Peoples' International）の事務局員の経験と、本条約の重要な先行的国際的政策文書である「障害者の機会均等化に関する基準規則」の策定が行われていた1992年から1994年までの国連事務局障害者班（ウィーン、ニューヨーク）勤務の経験も踏まえ、この条約の起草過程を当初から観察、分析してきた。

本研究では、国際的には条約発効と締約国会議の発足、障害者の権利条約委員会の発足に着目する。地域的には、現在進行中の第2次アジア太平洋障害者の10年（2003年－2012年）とその政策指針である「びわこミレニアムフレームワーク（BMF）」（2002年）、その後期重点政策指針である「BMFプラス5」（2007年）との連関を考察する。国内的には2007年9月に署名を行い、政府仮訳を公表した日本政府の締結（批准）を含む国内的措置を研究する。

本研究は、国際人権法学に加え、障害学という学術的観点から本条約を検討し、分析する。国際人権法学の観点からは、他の人権条約の実施過程との比較と分析を行う。障害学の観点からは、障害の社会モデル、障害の文化モデル、障害者自身の参画といった観点からの分析を行う。

これまでの研究代表者による本条約の策定過程の研究により明らかになった本条約

の特徴の一つは、本条約によって最も大きな影響を受けるいわゆる「当事者」（障害者）自身が起草過程において前例をみないほど大きな役割を果たしたことにある。障害学（disability studies）は社会からの疎外、排除体験という切実な体験を持つ障害者自身がその成立過程で大きな役割を果たしたことが重要な特性であり、障害学が影響を与えた本条約の起草過程においても、障害者自身の意見に耳を傾ける重要性は、障害者代表から繰り返し語られた”Nothing about us without us”という言葉が象徴した。

国際人権法学がこれまでたとえばジェンダーによって影響を受けてきたように、障害学の持つダイナミズムは上記のような「生身」の障害者自身の参画と、合理的配慮（手話通訳や点字資料、拡大文字資料、知的障害者向けの分かりやすい資料の提供を含む）の義務を含む制度変革が相互に作用することによって進展してきた。障害者の参画を含む障害学の取り組みはその意味で理論的のみならず、実践的なものにならざるを得ないし、国際人権法学もその障害学の影響を受けることにより、変容を迫られる。このような学際研究は、しかしながら、世界的にも十分に蓄積されていないのが今日の学問的状況であり、内外での体系的先行研究としては、長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約—概要と展望』（生活書院、2008年）、などがあるが未だに不十分である。

2. 研究の目的

第1に条約の一層正確な理解を得るために、各分野の専門家との議論を通じて、逐条の解釈をさらに深める。これは批准に向けての国内措置の実施にも資するものとなる。長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約—概要と展望』（生活書院、2008年）で既に一部、成果を挙げているが、これをさらに広範

に深化させるものとなる。

第2に、条約全般の実施過程への障害者の参加を検討、分析する。国際的実施措置として障害者の権利条約が設置する障害者権利委員会への障害者自身の参加について検討する。障害者権利委員会の委員には、障害者自身である専門家が多数、選出されることが予想される。また、本条約が締約国に義務づけているように、条約の国内実施過程においては障害者自身が関与しなければならない。このような当事者参加の原則を障害学の観点から考察し、その意義と限界を明らかにする。

障害者の参加に関しては、特に知的障害者と本条約の関係をとりわけ知的障害者自身の観点から明らかにする。国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)は2007年10月11-13日に中国・上海にて、知的障害者とその家族のエンパワメントに関するワークショップを開催した。そこには日本を含むアジア太平洋地域の7カ国から知的障害者本人が参加し、国連が開催するアジア太平洋でのワークショップとして史上初めて、知的障害者が中心となって、知的障害者とその家族を取り巻く困難について議論を行った。こうした新たな取り組みの成果を踏まえ、従来、障害者施策のみならず、障害者運動でも周辺化されることが多かった知的障害者自身の研究への参加をも通じて、条約の持つ可能性と限界を明らかにする。知的障害者に分かりやすい条約づくりが現在、進められているが、少なくとも軽度の知的障害者を置き去りにしない形での本条約の実施の可能性は現実によく存在している。

第3に日本政府の批准に向けて必要な国内措置を検討する。日本政府は2006年12月13日の採択時に、自ら条約の交渉過程に積極的に参加してきたとし、署名、批准に向けて最

善の努力を行うと発言した。日本政府は既に2007年9月に署名を行い、批准作業が現在進められているが、「合理的配慮」の否定を差別と定義する本条約の国内実施には様々な課題があるのが現状である。3. 研究の方法

4. 研究成果

(1) 実施の国際的方向性の把握

本研究により、研究期間中に開催された第3回締約国会議(2010年9月)、第4回締約国会議(2011年9月)、障害者の権利委員会第4会期(2010年10月)、第5会期(2011年4月)、第6会期(2011年9月)に参加することができた。

国際的モニタリングは「アラブの春」をもたらしたチュニジアが幸か不幸か、最初の対象国となり第4会期にて暫定政府との対話を実施され、総括所見がまとめられた。最初の報告提出国であったスペインは、第2の対話・審査対象国となった(今後は、提出順に対話・審査を行う方針を、ロン・マッカラム委員長は表明している)。

チュニジアとスペインへの総括所見に示されている条約の実施の報告性は次のとおりである。

○障害者の定義が特定の障害者(精神障害者や知的障害者)を排除しないこと(第1条)

○合理的配慮の欠如を差別として定義すること(第5条)

○障害女性のデータに基づく可視化(第6条)

○障害児への暴力や虐待の実態把握。障害児の施設ケアから地域ケアへの転換(第7条)

○条約に関する研修を公務員、司法関係者等に対して行う必要性(第8条)

○アクセシビリティに関する法律の実施のための財政的・人的資源の投入(第9条)

○代替的意思決定から支援付き意思決定への転換(第12条)、

○障害に基づく自由の剥奪を許容する法的規定の撤廃(第14条)

○患者の完全なインフォームドコンセントの確立(第17条)

○地域生活を可能にするための予算や合理的配慮、パーソナルアシスタントの確保(第19条)

○インクルーシブ教育の権利の実施のための財源と人の分配。教育での合理的配慮の欠如は差別であるから、合理的配慮を即時的に実施する義務。分離された環境での就学措置への異議申し立てを迅速にする処置(第24条)

○労働での積極的差別是正措置の実施(第27条)

○後見制度を利用している障害者への投票

権確保（第 29 条）

○性別、年齢、障害種別によって分類されたデータ集と分析（第 31 条）

○障害者が参加できる国際協力の実施（第 32 条）

○パリ原則に則って独立性）を確保したモニタリング機関の設置（第 33 条）

（2） 社会還元：障害者制度改革への情報提供と反映

研究代表者は、障がい者制度改革推進会議（2010 年 1 月開始）の構成員として、条約批准に向けた国内法整備に携わる機会に恵まれた。研究の成果である前述の国際的実施の方向性をタイムリーに、制度改革に反映するために提供を行った。その一部は、障害者基本法の改正（2011 年 8 月）にも活かされた。これは、署名段階にある国における条約の実施過程の 1 例でもある。

具体的には、条約第 1 条の「障壁」が改正障害者基本法では、第 2 条において「社会的障壁」として社会モデルが反映されたほか、以下の点を含む。

○基本原則として、地域社会における共生等に関する第 3 条が設けられた。施設収容から地域生活への転換を明確にしている。条約第 19 条の反映である。

○第 2 の基本原則として、差別の禁止（第 4 条）が独立した条項として設けられた。「合理的な配慮」の規定を含め、条約第 5 条の反映である。

○第 3 の基本原則として、国際的協調（第 5 条）が基本原則として盛り込まれた。さらに各則として国際協力が規定された。共に新設であり、条約第 32 条の反映である。

○教育（第 16 条）に関しては、共に学ぶインクルーシブ教育の方向性が示された。教育に関する第 24 条を反映している。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

- ① 長瀬修、震災と障害者 Nothing about us without us、復興と希望の経済学東日本大震災が問いかけるもの（経済セミナー増刊）、査読なし、2011 年 9 月 11 日、129-134
- ② 長瀬修、障害者の権利条約の国際的モニタリング開始-チュニジアの審査、ノーマライゼーション、査読なし、第 31 巻第 8 号、2011 年、49-51
- ③ 長瀬修、障害者の権利条約の国際的モニタリング始動へ、ノーマライゼーション、査読なし、第 31 巻 4 号、2010 年、48-50
- ④ 長瀬修、障害者の権利条約第 3 回締約国会議、ノーマライゼーション、査読なし、

第 30 巻第 10 号、2010 年、48-51

〔学会発表〕（計 3 件）

- ① Nagase Osamu、Policy Reform in Japan in Compliance with CRPD - Earthquake and Disability Implications, 11th Nordic Network on Disability Research, 2011 年 5 月 28 日、レイキャビク・アイスランド
- ② 長瀬修、障害学の視点-社会、文化、参加、日本コミュニティ心理学会第 14 回大会、2011 年 7 月 16 日、上智大学
- ③ 長瀬修、障害者の権利条約-国際的実施と成年後見、成年後見法学会第 9 回学術大会 2012 年 5 月 26 日、明治大学

〔図書〕（計 4 件）

- ① Nagase Osamu、Disability Press, Creating a Society for All : Disability and Economy, 2012, pp.117-124
- ② 長瀬修、東洋経済新報社、障害を問い直す、2011、131-163
- ③ 長瀬修、協同医書出版社、発達支援学：その理論と実践、2011、391-401
- ④ 長瀬修、法律文化社、概説障害者権利条約、2010、78-94

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.ne.jp/asahi/nagase/osamu/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長瀬修(Nagase Osamu)

東京大学・大学院経済学研究科・特任准教授

研究者番号：

60345139

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：